

【引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について】

平成 26 年 4 月 1 日より消費税（国・地方）が 5 % から 8 % に、令和元年 10 月 1 日より 10 % に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和 4 年度大船渡市一般会計決算における引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）に係る使途は、下記のとおりとなります。

記

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 地方消費税交付金（社会保障財源分） | 486,205 千円 |
| 2 上記 1 が充てられる社会保障施策に要する経費 | 2,543,318 千円 |

（単位：千円）

	事業名	決算額	特定財源	一般財源	
				地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者福祉費 (自立支援給付事業)	1,003,639	750,445	86,476	166,718
	老人福祉費 (老人保護措置事業)	67,459	13,118	18,560	35,781
	児童福祉費 (子ども医療費助成事業)	84,319	16,349	23,214	44,756
	母子福祉費 (寡婦・寡夫医療費助成事業)	12,935	0	4,418	8,517
社会保険	介護保険事業	642,779	36,741	206,986	399,052
	国民健康保険事業	415,685	196,556	74,841	144,288
	後期高齢者医療事業	134,320	93,701	13,873	26,746
保健衛生	保健衛生費 (健康増進事業:各種がん検診)	42,393	11,240	10,640	20,513
	予防費 (感染症予防事業)	71,961	1,598	24,032	46,331
	診療所費 (診療施設勘定繰出金)	67,828	0	23,166	44,662
合 計		2,543,318	1,119,748	486,205	937,365